

厚生労働省告示第八十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十四条第三項第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第二号イ中「八四、〇七〇単位」を「八四、三二〇単位」に、「三三、七三〇単位」を「三三、八三〇単位」に改め、同号ロ中「六六、七三〇単位」を「六九、〇七〇単位」に、「三三、三七〇単位」を「三四、五四〇単位」に改め、同号ハ中「四六、三三〇単位」を「四七、四九〇単位」に、「三二、五〇〇単位」を「三三、三一〇単位」に、「二五、九二〇単位」を「二六、五七〇単位」に、「二〇、七〇〇単位」を「二一、二二〇単位」に、「一四、一四〇単位」を「一四、四九〇単位」に、「二五、七四〇単位」を「二六、三八〇単位」に、「一八、六三〇単位」を「一九、一〇〇単位」に、「一四、五五〇単位」を「一四、九一〇単位」に、「一一、二六〇単位」を「一一、五四〇単位」に、「三、八一〇単位」を「三、九一〇単位」に、「一五、七七〇単位」を「一六、一六〇単位」に、「九、九六〇単位」を「一〇、二一〇単位」に、「七、七七〇単位」を「七、九六〇単位」に改め

、同号二中「三三、二四〇単位」を「三四、三四〇単位」に、「二五、五八〇単位」を「二六、四二〇単位」に、「一九、二四〇単位」を「一九、八七〇単位」に、「一四、二八〇単位」を「一四、七五〇単位」に、「一八、一六〇単位」を「一八、七六〇単位」に、「八、五四〇単位」を「八、八二〇単位」に、「二一、七〇〇単位」を「二二、四二〇単位」に、「一八、〇一〇単位」を「一八、六〇〇単位」に、「一四、一八〇単位」を「一四、六五〇単位」に、「一〇、九〇〇単位」を「一一、二六〇単位」に、「八、五四〇単位」を「八、八二〇単位」に、「二、三五〇単位」を「二、四三〇単位」に改め、同号ホ中「二五、九六〇単位」を「二六、九七〇単位」に、「一八、九一〇単位」を「一九、六五〇単位」に、「一二、九一〇単位」を「一三、四一〇単位」に、「八、二八〇単位」を「八、六〇〇単位」に、「六、五四〇単位」を「六、八〇〇単位」に、「五、七七〇単位」を「六、〇〇〇単位」に、「一一、九五〇単位」を「一二、四二〇単位」に、「二二、九九〇単位」を「二三、八九〇単位」に、「一五、九八〇単位」を「一六、六〇〇単位」に、「九、九八〇単位」を「一〇、三七〇単位」に、「五、三一〇単位」を「五、五二〇単位」に、「三、六一〇単位」を「三、七五〇単位」に、「二、七九〇単位」を「二、九〇〇単位」に、「八、九七〇単位」を「九、三二〇単位」に、「二〇、二四〇単位」を「二一、〇三〇単位」に改め、同号ヘ中「二、一九〇単位」を「二、二八〇単位」に改め、同号ト中「一二、四一〇単位」を「一二、八九〇単位」に、「九、〇二〇単位」を「九、三七〇単位」に、「七、〇五〇単位」を「七、三二〇単位」に、「三、二〇〇単位」を「

三、三二〇単位」に、「一〇、九四〇単位」を「一一、三七〇単位」に、「七、五五〇単位」を「七、八四〇単位」に、「五、五四〇単位」を「五、七六〇単位」に改め、同号子中「八、七四〇単位」を「九、〇八〇単位」に、「五、三五〇単位」を「五、五六〇単位」に、「三、三八〇単位」を「三、五一〇単位」に改め、同号り中「一二、〇八〇単位」を「一二、五五〇単位」に、「三、三一〇単位」を「三、四四〇単位」に改める。